

配布先:岡山県政記者クラブ
岡山市政記者クラブ

発表日	令和6年7月26日
発表者	国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所、岡山県

吉井川及び旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会を開催します

～流域治水をテーマとした意見交換を対面で実施～

吉井川及び旭川水系において国、県、市町村等が一体となり減災対策や流域治水等を計画的に推進するため、吉井川及び旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会を開催します。

令和6年5月に開催した高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会と同様に流域治水に関する取組や課題などについて意見交換を実施します。

1. 開催日時 令和6年8月5日(月)14:00～15:40
2. 場 所 ピュアリティまきび 千鳥の間(岡山市北区下石井2-6-41)
3. 議 事 別紙1のとおり
4. 委員等 別紙2のとおり
5. その他
 - 会議は公開で行います。なお、会議中のカメラ撮り等について、制限はありませんが、進行の妨げにならないようご注意ください。
 - 取材を希望される方は、別紙3取材申込書に必要事項を記載の上、お申し込みください。

<大規模氾濫時の減災対策協議会の目的>

- ・減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築すること。
- ・近年の気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための検討・実施状況の確認を行い、減災対策に係る取り組みを実施すること。

【問い合わせ先】

吉井川・旭川・高梁川水系の大規模氾濫時の減災対策協議会 事務局

岡山河川事務所	TEL:086-223-5101(代表)、086-223-5196(防災情報課直通)
(会議全般)	総括保全対策官 ^{すえなが あつし} 末永 敦、防災情報課長 ^{おど ひら まさひこ} 尾土平 昌彦
(流域治水関係)	副所長 ^{よねだ まさふみ} 米田 昌史、流域治水課長 ^{たかはし りょうすけ} 高橋 亮丞
岡山県土木部河川課	TEL:086-226-7479(課直通)
	総括副参事 ^{もりや ひろふみ} 守屋 博史、主任 ^{しみず よしつぐ} 清水 康嗣

第15回 吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

第15回 旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

議 事 次 第

日時：令和6年8月5日(月)14:00～15:40

場所：ピュアリティまきび 千鳥の間

1. 開会の挨拶

2. 議事

(1)流域治水プロジェクトの概要

(2)「流域治水」に関する意見交換

(3)その他

3. 閉会の挨拶

<大規模氾濫時の減災対策協議会 委員一覧>

【吉井川水系】

(委員)

岡山市長

津山市長

備前市長

瀬戸内市長

赤磐市長

美作市長

和気町長

鏡野町長

勝央町長

奈義町長

西粟倉村長

美咲町長

岡山県 危機管理監

岡山県 土木部長

気象庁 岡山地方気象台長

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所長

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所長

国土交通省 中国地方整備局 苫田ダム管理所長

(オブザーバー)

国土交通省 中国地方整備局

【旭川水系】

(委員)

岡山市長

玉野市長

赤磐市長

真庭市長

新庄村長

久米南町長

美咲町長

吉備中央町長

岡山県 危機管理監

岡山県 土木部長

気象庁 岡山地方気象台長

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所長

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所長

(オブザーバー)

鏡野町

国土交通省 中国地方整備局

吉井川・旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 事務局

国土交通省 中国地方整備局

岡山河川事務所 防災情報課 佐々井 宛

申込先 Email:okakawa-boujyo@cgr.mlit.go.jp

取材申込書

取材を希望される方は必要事項を記載のうえ、上記申込先へメールでお申し込み下さい。

申込みは、7月31日(水)12時までをお願いします。

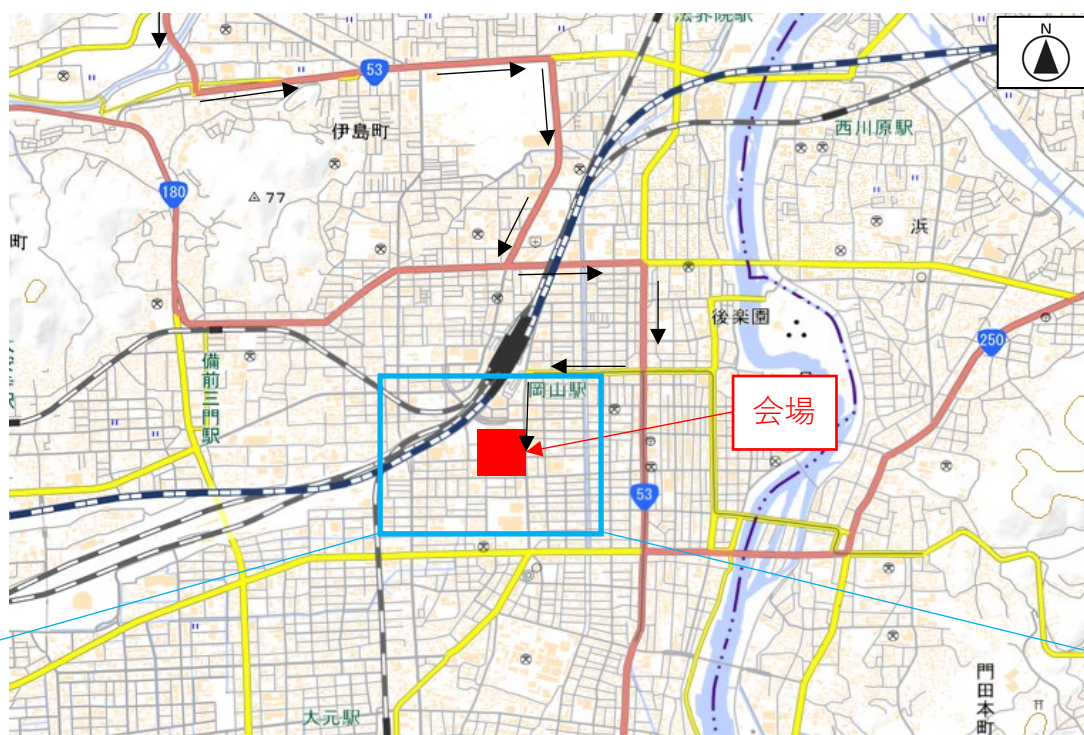
令和6年 月 日

会社名・部局名
取材者の役職・氏名・連絡先(代表者のみ)
連絡先(携帯番号等) () —
取材人数
名

<連絡事項>

- ・会議中のカメラ取り等について、制限はありません。
- ・取材にあたっては、事務局係員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いします。

会場案内図



拡大図



この地図は国土地理院の地理院地図（電子国土WEB）を岡山河川事務所が加工したものです。

「流域治水」の考え方と施策のイメージ

- 気候変動の影響により、激甚化・頻発化する水災害から被害を防止・軽減するためには、「**氾濫をできるだけ防ぎ、被害対象となる人命・財産を減らし、残る被災対象には備える**」ことが重要。
- こうした対策を、**流域全体のあらゆる関係者が連携して備える**ことが「流域治水」の考え方。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大

【国・市、企業、住民】

雨水貯留浸透施設の整備、
ため池等の治水利用

流水の貯留

【国・県・市・利水者】

治水ダム建設・再生、
利水ダム等において貯留水を
事前に放流し洪水調節に活用

【国・県・市】

土地利用と一体となった遊水
機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上

【国・県・市】

河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

【国・県】

「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

②被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／

住まい方の工夫

【国・市、企業、住民】

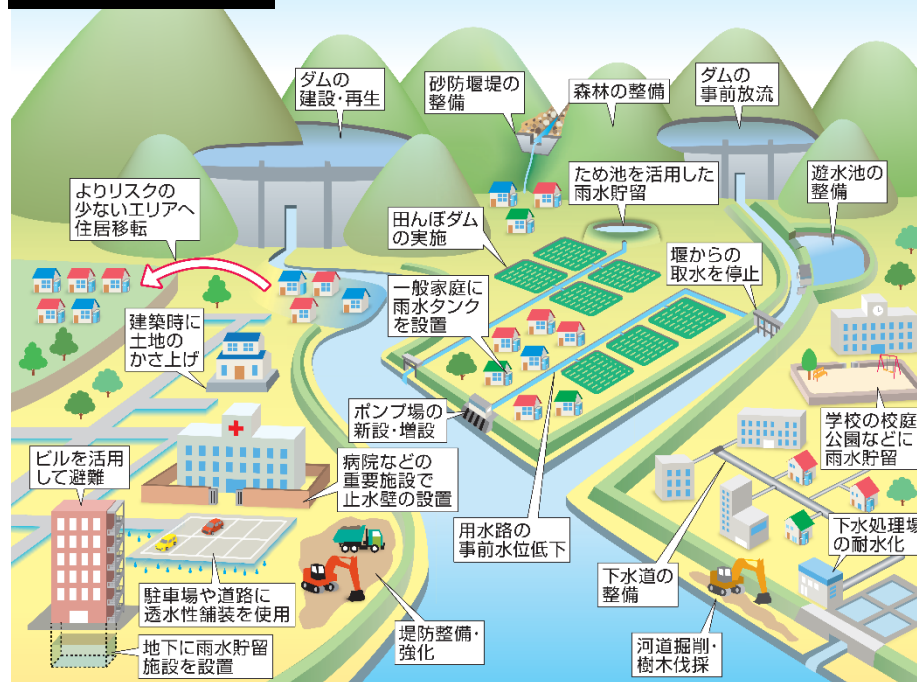
土地利用規制、誘導、移転促進、
不動産取引時の水害リスク情報提供、
金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす

【国・県・市】

二線堤の整備、
自然堤防の保全

流域治水のイメージ



③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実

【国・県】

水害リスク情報の空白地帯解消、
多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

【国・県・市】

長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

【企業、住民】

工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定

住まい方の工夫

【企業、住民】

不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融商品を通じた浸水対
策の促進

被災自治体の支援体制充実

【国・企業】

官民連携によるTEC-FORCEの
体制強化

氾濫水を早く排除する

【国・県・市等】

排水門等の整備、排水強化